

## 【タイ】商標審査ガイドラインの公表について

2018年5月21日  
ジェトロ・バンコク事務所

2018年5月21日、タイ知的財産局は、同局ウェブサイトにおいて、商標審査官を対象とする商標出願審査及びオフィスアクション発行手続に関するガイドラインの最新版を公表した。旧ガイドラインからの主な変更点としては、以下の点に関する参考例としての引用商法及び事例が更新されている。

- (1) 製品の種類や製法に関わるもので商取引上一般的に用いられる図案は登録対象とならない(旧ガイドラインにおいては、商標「59FIFTY」が引用されていたが、最高裁判決により当該商標の識別性が認められたため、この引用が削除された。)
- (2) 法人名の表記について、識別性を確保するためには法人格 (Company Limited 等) を含むフルネームが、特定の書体・様式にて表記されていなければならない。
- (3) 商号について、識別性を確保するためには、特定の書体・様式にて表記されていなければならない。
- (4) 記述的語句から派生する意図的な誤表記 (misspelt words) は登録対象とならない。
- (5) 地理的名称は、装飾文字によるものであっても登録対象とならない。
- (6) 創作語句 (invented words) は登録対象となり得る。
- (7) 装飾文字による文字列や数字は登録対象となり得る。
- (8) 国際機関のシンボルマークは登録対象とならない。
- (9) 周知商標及びその類似商標は登録対象とならない(「Google」の例示を追加)。
- (10) 誤認混同を生ずる類似商標は登録対象とならない。

URL 等

<https://www.ipthailand.go.th/th/dip-news/item/%E0%B8%84%E0%B8%B9%E0%B9%88%E0%B8%A1%E0%B8%B7%E0%B8%AD%E0%B9%81%E0%B8%99%E0%B8%A7%E0%B8%97%E0%B8%B2%E0%B8%87%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%9E%E0%B8%B4%E0%B8%88%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%93%E0%B8%B2%E0%B8%AA%E0%B8%B1%E0%B9%88%E0%B8%87%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%82%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%99%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%97%E0%B8%B0%E0%B9%80%E0%B8%9A%E0%B8%B5%E0%B8%A2%E0%B8%99%E0%B8%AA%E0%B8%B3%E0%B8%99%E0%B8%B1%E0%B8%81%E0%B9%80%E0%B8%84%E0%B8%A3%E0%B8%B7%E0%B9%88%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%AB%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%84%E0%B9%89%E0%B8%B2-%E0%B8%9E-%E0%B8%A8-2559.html>

本内容は、日本貿易振興機構が2018年5月現在 TMI Associates (Singapore) LLP より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。